

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2308号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

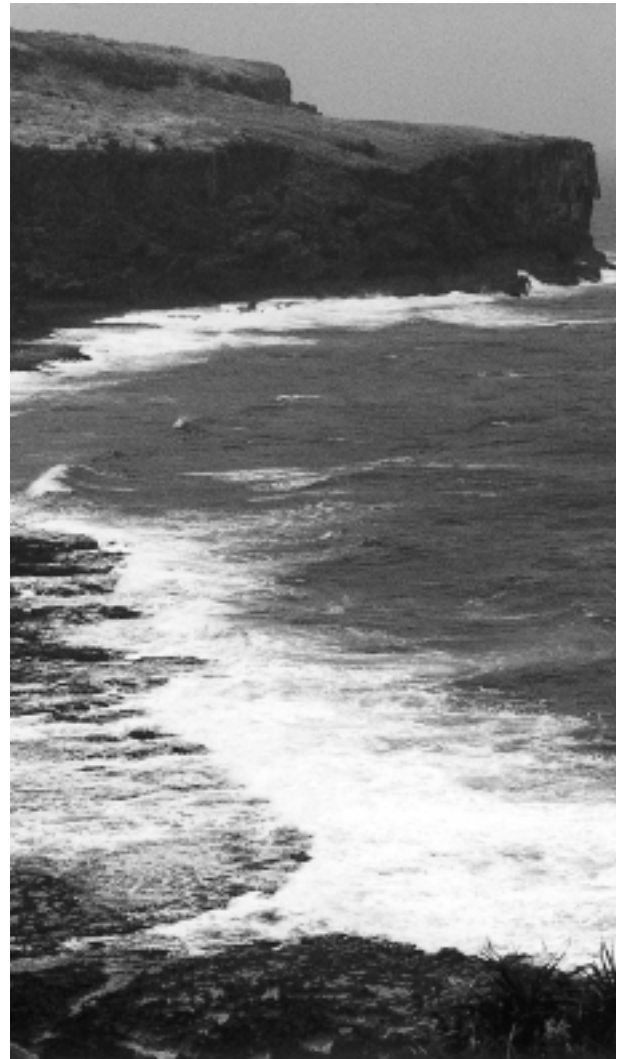
発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

### 閑話休題

リストラの嵐おさまらず、春なお寒き世紀末。「帰りなにいざ、田園まさに蕪れなん」とす。なんぞ帰らざる。陶淵明(三六五―四二七)の有名な詩句は、はるかな時空間をこえて今なおわれわれの共感を誘う。

幕末には豊後の科学者帆足万里(一七七八―一八五二)がその名著『東潜夫論』において、「太平二百年、民は遊逸を好むゆえ、山中の民は日々に減じ、三都諸侯城下の民日々に倍す。是よろしからぬことなり。山中の民口は百年の前に比すれば半を減ず」と慨嘆。土族も城下外に土着させるよう建築した。下って明治の末、近代化による向

都離村対策として、『花園農村』、新農村などの提唱も盛んになり、一九



潮騒(鹿児島県徳之島)

〇七年には早くもE・ハワードの『ガーデンシティ論』を紹介した『田園都市』(内務省地方局有志編纂)が刊行された。

富山県下新川郡の朝日町に舟川新という計画的路村がある。これは明治三〇年代に地元の開明的な青年、藤井十三郎と山崎市次郎とが、創意

### 離都向村への支援を

と指導力を発揮して五〇戸ほどの散居村から全戸移転させて見事な新村落への集住化に成功した希有な例であり、近代農村史上の記念すべき史跡でもある。詳細は『水土を拓いた人びと』(農文協刊)を参照された

い。次の事例も忘れがたい。過疎問題

がさらに深刻化した昭和四〇年ごろに、某大手電機会社の労組は、地元協力をえて丹波篠山盆地の北側丘陵地に総合的なレクリエーションランドを開発した。その多様な地形を巧みに活かして田・畑・果樹園・牧場や、学習・研修・スポーツ・宿泊などの諸施設が計画的に配置されたのである。

此度は日本労働組合連合会が、百万人の故郷回帰運動に乗り出すとの報道に接した。『食料・農林漁業・環境フォーラム』が実行委員会を設立して四月から実施に入る由。一国策銀行の救済に何兆円も投入した政府には、こうしたプロジェクトにもそれ以上の財政的支援を要求しようではないか。

(東京大学名誉教授 西川 治)

### もくじ

活 動	山本会長が地方税財源問題で意見陳述 = 地方分権推進委員会ヒアリング .....(2)
フォーラム	サウンドスケープ《音風景》の町づくり = 静岡県本川根町 .....(6)
情 報	カプセル NOW&NEW.....(9)
随 想	ガクソウ 瀧僧の町づくり ~ ムツゴロウ王国芦刈 ~ .....佐賀県芦刈町長 田中博昭.....(10)
情 報	政策レーダー .....(11)

## 活 動

## 山本会長が地方税財源問題で意見陳述

## 地方分権推進委員会ヒアリング

三月八日に開かれた政府の地方分権推進委員会において、地方の税財源配分の見直しも含めた地方税源の充実確保策などに関する意見聴取が行われ、本会からは山本会長が出席して町村の立場からの意見陳述を行った。

この意見聴取は、地方分権推進法が本年七月に失効するに伴い、同委員会も任期切れとなることから、残されている重要課題についても何等かの意見や見解をとりまとめておきたいとして、「補助金と負担金」「地方税財源」「条例と規則」の三項目について、各官庁や関係団体、有識者等からヒアリングを行っているものである。

なお、この地方分権推進法の期限切れ問題について、本会など地方六団体は期限延長を要望（本誌第二三〇二、二三〇三、二三〇五号参照）しているところであるが、政府は三月二十一日の閣議において、総務庁長官及び自治大臣から、「一年延長することとして、そのための法案を今国会に追加提出することにした」との発言があつたことを青木官房長官が閣議後の記者会見で発表している。

## 山本会長意見（要旨）

ご紹介いただきました、全国町村会長の山本でございます。

本日は、地方税源の充実確保策などにつきまして、意見を申し述べる機会を与えていただきました。まことにありがとうございます。

地方分権一括法が、昨年七月八日に成立し、地方分権がこの四月から

いよいよ実施の段階を迎えることになりました。諸井委員長をはじめ、関係者のご尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

しかしながら、地方分権はこれにより完了したわけではなく、今後とも国と地方が協議しながら継続的に努力する必要があります。また、制度の適切な運用について地方分権推進委員会による監視機能が引き続き

求められることはもとより、更なる事務権限の移譲とこれに伴う地方財源の移譲を図って頂く必要があると存じております。このため、全国町村会といたしましては、先般、「地方分権推進法の延長に関する要望」を決定し、政府・国会等関係方面へ要望したところであります。

また、去る二月二十五日に開催された「総理と市町村長との懇談会」におきましても、同法の延長について小淵総理にお願いをいたしましたところでありました。先生方におかれましては、私どもの意のあるところを何卒ご理解賜りたいと存じます。

国土保全についての町村の役割

二十一世紀を目前にした我が国において、国民一人ひとりが真に豊かさを実感できる社会を築いていくためには、住民にもっとも身近な行政主体である町村が地域の实情に沿った個性あふれる行政を展開していくことが何よりも重要であると考えます。

全国二、五五八町村は、人口では二割にすぎませんが、面積では国土の七割強を占めております。町村は従前から、食料の安定供給、水資源の涵養、自然環境の保全など国家的にも極めて重要な役割を果たしてきたところであり、今後においても国民が豊かさを実感し、安全で快適

な生活を営むためには、町村が活力を持ち続けることが重要であり、その意味でも町村が財源の裏づけを持ちつつ、自主的、主体的に地域づくりを行うことができるよう分権を進めることが、大切であると存じます。

しかしながら、人口の過疎化、高齢化等社会経済の情勢により、地域社会が崩壊し、集落が消えていく運命を辿るといって、住む人がいない地域が拡大している状況にあり、一方では、大都会へ人口が流れ、その周辺部を含めた過密化がますます進行しております。

自然の中で、その恵みを受けながら生活してきた地域住民は、それ故に自然の大切さを身をもって知っており、自然と共存しながら自らの生命を維持するための生産活動を行いつつ自然を守り育てて参りました。

もし、地域社会が崩壊するならば、自然を守る人が居住しなくなり、山や田畑は荒れ果て、都会に住む人たちにも大きな影響を与えることとなります。町村に住む人々が遙か昔から営々と果たしてきた、国民のために自然を守っていくという大切な仕事ができなくなる、ということになります。

放置すれば崩壊を待つだけの地域社会を守り、再生するのは地域住民であり、地域住民の、生まれ育った故郷に生き続けたいという願いと声を行政に反映させることができるのが町村であります。地域に根付いた行政こそ、地域社会を守り育て、そして農山漁村、ひいては我が国の自然環境を守るものであることを今一度、認識していただきたいと存じます。

## 活 動

また、地域社会が崩壊すれば、我が国の食糧自給率はますます低下し、将来予想される世界的食糧危機に至ったとき取り返しのつかない状況となってしまう。

さらに、我が国のような狭い国土をより狭く利用し、経済性・効率性を優先する施策が追求されている昨今の状況に大いなる懸念をもつ一人であります。

## 平成十年度町村決算

先般、自治省より平成十年度市町村決算が公表されました。それによりますと、地方税は、特別減税や法人企業の業務低迷等により市町村民税等が減収となったことから、四年振りに前年度決算額を下回りました。地方交付税は、地方財源不足額を補てんしたことから前年度決算額を上回っております。地方債につきましても、特別減税等に対処するための地方債が発行されたことから、前年度決算額を上回る決算状況となっております。

また、町村財政を財政指標からみますと、経常収支比率八〇・一％、起債制限比率九・三％、公債費負担比率一六・二％、財政力指数は〇・三四で、このうち、〇・三未満の町村が五四・一％を占めており、財政力の弱い団体ほど公債費負担比率が高くなる結果がでております。

添田町の概要(略)  
税財源問題

申し上げるまでもなく、分権型社会においては、行政サービスの享受と財源負担のあり方がより住民に身

近なところで論議され決定されるべきであり、自らの判断と責任で財源を確保し行政を執行していくことが基本でなければなりません。地方税につきましても、地方公共団体が地方自治の本旨に従い、自主的・自立的に事務事業を執行できるよう事務配分に応じた地方税源を安定的に確保していくことが必要であります。

## 税源移譲

このように地方税財源を拡充しなければならぬ中、明年度税制改正論議において、固定資産税の大幅減税やゴルフ場利用税の廃止の音が関係省庁、関係業界から出たことは、はなはだ遺憾であることを申し述べさせていただきます。

次に税源移譲について意見を述べさせていただきます。これにつきましては、全国町村会で意見を統一したものではありません。あくまでも私個人の意見であることをご了承ください。

まず、個人住民税について申し上げます。

少子高齢化の流れの中で、町村が提供する、介護や子育て、あるいは生涯教育など住民の日常生活に密接に関連するサービスは益々増加し、町村の果たす役割が大きくなっていくことが見込まれます。

個人住民税は、個々の住民を対象とするサービスに対する負担とし

て、受益と負担の対応関係が明確であり、多くの住民が町村行政に対する責任を広く分け持つことで、住民による町村行政の運営への参画を促進するもので、町村の税としてなじむものであります。

今後の地方分権の推進に伴い、町村が財政面で自主的に決定できる範囲をなるべく広げていくことが、住民のニーズに合った町村行政を効率的に実施するために不可欠であり、そのため個人住民税についても、次の三点の充実が必要である。

第一に均等割については、全ての住民が町村から様々な形で行政サービスを享受しており、その対価として住民が等しく負担するものですが、現在の税額は町村で年額二千元と少額であり、また、例えば添田町を見ても、個人住民税に占める均等割税収の割合は、昭和三十一年度には一七・八％であったものが、平成十年度には二・六％と大きく減少してきております。

このため、住民の負担水準の状況や町村の行政サービスの向上等を勘案し、その税率を適正な水準に引き上げる必要があります。

しかしながら、もとより過大な負担を均一に求めることはできないので、均等割の税率の引き上げも自ずから限度があります。

このため、第二に、同じ所得課税である所得税の一部を個人住民税に移譲し、町村の自主財源を確保することが必要であります。

この場合、個人住民税の地域毎の税収の状況を見ますと、平成十年度決算で、全国の市町村の人口一人当

たり税収額は平均で約五万二千元ですが、特別区では約九万六千元、政令市では約六万三千元、その他の市では約五万一千円、町村では約三万二千元となっておりますが、添田町では約二万一千円に留まっております。また、都道府県では、一番高い東京都の市区町村では約九万円、一番低い沖縄県では約二万五千円で、福岡県では約四万一千円となっております。

このような状況の中、累進税率の所得課税で税源移譲を行う場合、地域的な所得水準の格差により大きな税収の格差が生じる傾向があるので、累進構造を緩和しフラット化する事で、税収の普遍性を高めることも検討すべき課題であると考えます。

さらに、第三に、金融課税では、現在個人住民税が非課税となっている割引債等について課税の適正化を図るとともに、株式の売買による譲渡益については、既に個人住民税が非課税であった源泉分離課税を廃止し、申告分離課税に一本化し、国・地方を通じた課税の適正化を図ることが決定されております。これに対し、これまで申告納税になじみなかった投資家も申告しなければならなくなるため、源泉徴収制度を残せないかとする論議もあるようですが、その場合再度個人住民税を課税することが困難となることを見込まれますので、申告分離課税一本化の方針を堅持していただきたいと考えます。

次に地方消費税について申し上げます。

地方分権の進展に応じ、地方公共団体がより自主的・自立的な行財政

## 活 動

運営を行えるようにするために地方公共団体の財政基盤を充実強化していくことが重要であります。地方団体の社会福祉系統経費は、ここ十年で倍増しており、さらにこの四月から介護保険制度がスタートいたしますが、高齢者福祉をはじめ、消防やゴミ処理等住民への身近な行政サービスは市町村が提供しており、これらの経費は、景気変動にかかわらず経常的に支出を要する性格のものであります。地方消費税は、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税であるとともに、税収の二分の一が市町村に交付され、市町村にとっても極めて重要な財源と拡充を望むものであります。

## 税源確保

次に税源確保関係について申し上げます。

先程も固定資産税の大幅減税及びゴルフ場利用税について申し上げましたが、幸いにして今回は私どもの立場を最大限考慮していただいたところであります。特に固定資産税は市町村の規模にかかわらず市町村財政を支える基幹税目であり、町村においても税収の約半々(四八%)を占め、私の添田町でも税収の四割強(四一%)を固定資産税に頼っております。今後地方分権の推進に際しても固定資産税の安定的確保が必要不可欠であることを改めて申し上げます。

ゴルフ場利用税につきましては、その利用者は当該町村民以外の場合が多く、ゴルフ場が広大な面積を占めるとともに、道路整備や廃棄物処

理、環境対策等市町村の行政サービスと密接な関連を有していることから税収の七割がゴルフ場所在の市町村に交付されているところであり、ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村、特に財源の乏しい山林原野の多い町村の貴重な財源となっているところであり、ゴルフ場利用税が廃止されればこのような町村の財政事情を更に悪化させることとなります。したがって、廃止は容認できないものであり、その存続確保を改めて求めるものであります。

また、都道府県の基幹税目である法人事業税については、全国知事会として外形標準課税の早期導入を強く要望されているところであります。都道府県財政の安定化は市町村財政にとってもきわめて重要であり、この法人事業税への外形標準課税の導入に向けてご努力いただきませう。私もからも、是非お願いしたいと考えております。

## 地方交付税

次に、地方交付税について申し上げます。

課税客体の少ない中山間地域の地方団体は、このような措置を講じられたとしても、依然として歳出規模と地方税収の乖離が生じますので、やはり財政調整機能をもつ地方交付税に頼らざるを得ないものと考えます。税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体に一定水準の行政を保障するうえで、地方交付税の財政調整機能は極めて重要であると考えます。

冒頭でも申し上げたとおり、縦割

り行政の弊害により国土保全としての総合的窓口がない中で、町村は国土面積の七割を占め、国土の保全など重要な国家的役割を果たしております。昨今、国民の国土の管理に対する関心が高まり、平成十二年度の「森林・山村」及び「国土保全対策」にかかる地方財政措置につきまして、五九〇億円が措置され年々増額されてきておりますが、現行の地方交付税の市町村分には、産業経済費において直接的に林業従事者が測定単位として入っておりますが、森林面積は補正係数として考慮されているにすぎません。林野庁が公表している、森林の公益的機能の評価額は、年間三九兆円という大きさであります。国土管理に果たしている町村の役割を十分考慮し、例えば、森林・田畑面積等を指標とする国土保全対策に係る経費を一層充実することをお願いしたいと存じます。

そのためには、地方交付税法第六条の第三項の規定に該当している現在、地方が安定した財政運営が出来るよう、法人税の税率だけでなく、地方交付税の税率について、思い切った措置をしていただきたいと考えております。

将来的には、国土保全に対する町村の支出をまかなうため、町村面積等に応じた、必要かつ十分な財政的裏付けを講じるべきと考えられるものであります。

## 国庫補助負担金の地方一般財源化

戦後、我が国は右肩上がりの経済成長が続く中で、これに合わせて補助金も増大し、その補助金をいかに

獲得するかが、自治体の首長の実力の評価につながる時代が長く続き、そのことが地方自治の精神の発展を阻害してきたことは否定できないと思われれます。

竹下内閣で打ち出した、ふるさと創生事業を契機として、自治体の首長とくに町村長は自ら考えるということに目覚めたともいえます。

今後、地方分権推進計画にもありますように、国庫負担金と国庫補助金の区分を明確化し、国庫負担金については、国としての責任のもとに負担していただき、他方、国庫補助金については、できる限り整理合理化のうえ、地方一般財源化をより強力に進めていただき、それが結果として、国の財政改革にもつながるものと思えます。

なお、道路財源につきましては、どの町村でも恒常的に必要な財源であります。地方道路整備臨時交付金は目的財源としての譲与税等の形での移譲をお願いいたします。

## むすび

分権的税財政システムの基本原則

## 職員のための共済制度

## ■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

## ■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

## 活 動

は、社会サービスの担い手となる地方公共団体の財源を、まかなうために、一般財源の充実なかでも地方税源の拡充が重要でありますが、地域間の経済力の格差、サービスの必要度及び提供コストの格差に基づく地方公共団体の財力の格差を縮小するための財政調整制度の地方交付税は必要不可欠なものと考えております。

折角の機会でありますので、最後に町村への事務・権限の移譲等につきまして申し上げます。

## 国から地方への事務・権限の移譲

地方分権推進委員会の累次の勧告を基本とした政府の地方分権推進計画、地方分権一括法により、国から地方への権限移譲がなされたところでありますが、私どもは、国から地方へ、さらに都道府県から市町村への事務移譲は今後も積極的に取り組むべき課題であり、事務・権限移譲に伴い生ずる財政負担について、適切な財政措置を講じた上で、事務移譲を推進すべきであると考えております。このことは、平成十年四月に開催された当委員会の地方団体ヒアリングにおいて意見開陳したところでありますが、重ねて申し上げます。

## 都道府県から町村への事務・権限の移譲

次に、都道府県から町村への事務権限移譲について申し上げます。住民に身近な事務については、基礎的な地方公共団体である市町村に出来る限り移譲すべきであることについては、出来る限り多くの項目について移譲してほしいと思っております。

## 町村に対する事務移譲について

は、現状を固定的に捉えて困難であるとするのではなく、住民に身近な行政に係る事務はあらゆる手法を用いて移譲するよう努めるという姿勢に徹するべきであると存じます。

特に、まちづくりにおいてポイントとなる「二ヘクタール以下の農地の転用」や「農業振興地域の指定」、「農用地の開発行為の許可」等「土地利用に関する権限」につきましては、実質的には町村が事務を執行しており、早急に移譲すべきであると存じます。

仄聞するところによると、さる一月十七日の地方分権推進委員会において、農林水産省から「地方分権推進計画を踏まえ、二ヘクタール以下の農地転用許可を自治事務とし、所要の規定の整備を行う。」との説明があったと聞いております。

## 都道府県の自治事務とすること

で、地域の実情により「条例による事務処理の特例」を用い、市町村で処理することが可能であると考えますが、現に知事許可事案である二ヘクタール以下の農地 転用については、市町村農業委員会が十分に審議し意見を付して知事に進達していること、また、農地の権利移動の許可についても市町村農業委員会が処理しているのが実態でありますので、市町村に対し、法律に基づく許可権限を移譲すべきであると存じます。

以上纏々申し上げますが、委員の皆様方におかれましては、私の意をお酌み取りいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

平成1年度 過疎地域活性化優良事列表彰

国土庁長官賞



イベント・もりもりネットワーク

現地レポート

静岡県

ほん かわ ね ちょう

本川根町

サウンドスケープ《音風景》の町づくり

はじめに

本川根町は、静岡県の中部、大井川の上流部に位置し榛原郡の最北端にあり、東は静岡市井川、西は磐田郡水窪町、周智郡春野町、南は中川根町、川根町、北は長野県下伊那郡に接しています。

総面積は、約三七五平方キロメートルでその九〇%以上が森林で占められており、そのほとんどが保安林や自然公園に指定されているなど良好な自然環境を有しています。

人口は、約三千五百人で農林業及び観光を基幹産業とする町で、農業は茶業を中心に発展してきました。経営規模が零細のうえ、後継者不足や農業従事者の高齢化により厳しい状況にあります。川根茶」のブランドは市場でも高い評価を得ています。

観光は、寸又峡温泉、接岨峡温泉、白沢温泉及び千頭温泉と四つの温泉を中心に大井川沿線を日本でも数少ないSが走り、大井川の渓谷に沿い、日本で唯一のアプト式が走る南アルプスあぶとライオンが雄大な自然のなかにあり、パノラマ風景を楽しむために年間三十万人を超える観光客が訪れます。

そのようなかで策定した奥大井



本川根町「五感オアシス計画」は、人々がさまざまな自然のシステムを五感を感じ、考え、そして応用することは、次代を担う人間との共生による「礎」になるという発想を基礎に知的財産を還元し、地域文化の育成や情報発信の場として町の活性化につなげようということを目指し推進しています。

サウンドスケープの町づくり

「サウンドスケープ」という言葉をご存じでしょうか。これはカナダの作曲家マリー・シエーフアーがランドスケープ（風景）にならって造った言葉で、一般的には「音の風景」と訳されます。私たちの身の回りには多種多様な音があり、それぞれの地域社会に特有な音の風景をかたち作っています。

その音と共にある周囲の状況、

フォーラム

自然環境、歴史、風土、人々の暮らしぶりなど諸々の背景をまとめ、「サウンドスケープ」というのです。

本川根町には、日本でも数少ないSLSが走っており、山々にこだまする汽笛の音が、野鳥のさえずりとともに聞こえてくる音風景は、心地よく人の心を癒してくれます。

そして大自然が醸し出す「川のせせらぎ」や「風のささやき」、「つり橋の木のきしみ」、「伝統ある祭の笛や太鼓」など、自然や生活文化のさまざまな音がこだましています。

このような音をテーマとし音と戯れ五感と遊ぶことにより自然へ



音戯の郷



音戯工房

の感応力、感受性を取り戻すための感性の郷として五感をリフレッシュしていく施設として平成十年建設されたのが「音戯の郷」です。

「音戯の郷」には、静かにそよぐ風を演出する「風の散歩道」奥大井に生息する野鳥の鳴き声と環境効果音を集めた「森のごあいさつ」、本川根町にまつわる音を集めた「サウンドマップ」や音と映像のウエルカムゾーン(立体映像)、簡単な楽器づくりを楽しめる「音戯工房」があり、二階の窓には、世界最大のオルゴールが設置されるなど、「五感を使って体験する参加型ミュージアム」となっています。

「音戯の郷」がオープンし、「サウンドスケープの町づくり」を

キーワードとした本川根町の顔として、また、情報発信の拠点として、教育、文化、観光面の振興、町の活性化にいつその進展をもたらしつつあり、若者の雇用の場の確保ができ、町に活気が出てきています。

また、「音戯の郷」敷地内には、特産品直売所も併設しており、地元でとれる農産物や木工品の販売も行っており地元の人が意欲的に活用しています。

音戯の郷では、音をテーマとした、イベントを本川根町文化協会と協力し、十五夜コンサート(民謡)、おんらくコンサート(舞踏)等の町民を対象としたイベントを



音戯の郷

地域エネルギー開発利用事業・発電事業普及促進

融資申込み受付について

平成12年 4月 3日から13年 3月31日まで

地域エネルギー開発利用事業及び発電事業の普及促進のための利子補給制度に基づき、平成十二年度の融資申込み受け付けを、平成十二年四月三日から平成十三年三月三十一日までの間、全国の取扱金融機関「都市銀行、長期信用銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用金庫(全国信用金庫連合会)、農林中央金庫及び商工中金」を窓口として実施されます。

利子補給率は、年利「契約時の金利(%)」÷「2%」ただし、3%を上限とする)

一件当たりの融資額は、開発利用事業の地熱、廃熱、温度差熱利用事業は五億円以下、廃棄物利用事業は三億円以下であり、また、発電事業の地熱発電事業は三億円以下、風力、太陽光発電事業及び廃熱、廃棄物利用発電事業は四億円以下となっています。

償還期限は十年以内(三年以内の据置期間あり)で、三ヶ月毎の元金均等償還となっております。

「問い合わせ先」

〒101-8555

東京都千代田区紀尾井町三 六

(秀和紀尾井町パークビル)

財団法人 新エネルギー財団

導入促進本部 業務部

電話 〇三(五二七五)九八三三

フォーラム

開催し町民に音戯の郷という観光施設を理解してもらうことにより町民一人一人がPRマンとなって推進していきけるよう体制づくりをしています。

また、商工会を中心としてサウンド・スケープの町づくり事業の中心域において展開された訪れた人や町民とともに地域内を回遊し見聞を広め交流を深めていこうとする活動が芽生え始めています。

今後の課題

今後は、本川根町の豊かな自然を「音環境」としてとらえ、それを観光資源と考え、民間と協力を町民活動として生かし、文化面での町の活性化につなげ、音環境保全に努めることが大切であると考えます。

また本川根町は、自然が美しく多くの人が訪れてくれます。「音

を体験できる「音戯の郷」を含め、山の体験や自然を体験できるいろいろな遊びの場や体験の場との連携をどのようにとっていくかが課題であると思います。

五感をテーマとした奥大井本川根町「五感オアシス計画」も着々と拠点整備が進められ「五感を応用する所 水のオアシス」の完成を待つだけとなっています。

これからは、点から線へ、線か様々な観点からの情報交換に努める。(参加対象者) 参加を希望する市町村の担当職員。毎月 参加者を募集する。

原則として、毎月第三木曜日に、(開催予定) 厚生省(中央合同庁舎第五号館)にて開催。ただし、開催月によって変更がある。

(参加対象者)

参加を希望する市町村の担当職員。毎月 参加者を募集する。

(開催予定)

原則として、毎月第三木曜日に、

(厚生省連絡窓口) 大臣官房政策課企画係 池上 亀井 TEL:03-3503-1711 (内線二二五七)

(平成12年度)

市町村職員を対象に 毎月セミナーを実施

厚生省

少子・高齢化が進展する中で、地域住民にとって最も身近な自治体であり、保健福祉サービス等の実施主体となっている市町村への期待が、ますます高まっている。このような状況を踏まえ、市町村と厚生省の間で情報・意見交換する場として、厚生省では、平成十一年度より市町村職員を対象にセミナーを開催している。毎月一回、厚生行政に関わるテーマを定めて市町村から参加者を募ったところ、平成十一年度合計では延べ二、〇四一名に参加していただき、参加者からは、「厚生省から直接話が聞けて良かった」、「他の市町村の熱意が感じられ良い刺激になった」といった声も寄せられた。

平成十二年度においても、優れた取組を行っている市町村からの事例報告を交えるなど内容の充実を図り

【セミナーの概要】 (目的) 市町村・厚生省間で情報・意見交換等を行うことにより、厚生行政に携わる市町村職員の、円滑な業務遂行に資することを目的とする。

(内容)

厚生省職員による情報提供の他、優れた取組を行っている市町村からの事例紹介、テーマに関する有識者による講演、それらを踏まえての意見交換を行い、

【開催予定】

Table with 3 columns: 回 (No.), 開催日 (Date), テーマ (Topic). Rows include dates from April to March with topics like 'Nursing Service Provision Security' and 'Health Promotion'.

\* 7月以降のテーマについては変更もあり得ます。



カサセル NOW & NEWS

ハトムギとヘチマで 岩手県  
自然派化粧品を開発 衣川村

村は、特産品のハトムギとヘチマを原材料に、アトピーの子どもでも安心して使える自然派化粧品を開発し、ハトムギ化粧品は「衣川美人」の商品名で洗顔フォーム、ローション等を、また、「星のめぐみ」と名付けたヘチマのローションを商品化し、村内等で販売している。

イメーリアップに 千葉県  
シンボルマーク導入 白井町

二〇〇一年四月の市制施行をめざしている町は、町のイメーリアップを図るため親しみやすいシンボルマークの導入を進め、公募町民四人で構成する選定委員会において町在任デザイナーが図案化した八つパターンの中からマークを決定した。

組織をスリム化し 神奈川県  
事務手続の簡素化 大磯町

効率的な行政運営を推進していくため、町は従来の五つの部を企画財政室、総務町民部、環境福祉部、都市経済部の三室三部に再編する組織スリム化を実施し、さらに縦割り行政の見直しを行い、係制を廃止して班制を導入することで決裁事務手続きの簡素化を図った。

交通弱者のための 福井県  
「福祉バス」を運行 丸岡町

高齢者等の交通弱者の足を確保していくため、町は役場を起点に町内全域をカバーするコー

スを走行し、六十五歳以上の高齢者と障害者手帳をもつ人が無料で利用できる「福祉バス」を土・日・祝日を除く毎日、試行的に運行している。

在宅サービス自己負担分の 長野県  
六割を村が負担 泰阜村

これまで所得額にかかわらずホームヘルプサービスを無料とするなど在宅福祉を厚く進めてきた村は、介護保険制度開始に伴い、要介護と認定された人が在宅サービスを受けるときに支払う自己負担分（介護報酬の一割）のうちの六割を、村で負担していくことにした。

大幅な機構改革で 静岡県  
効率的な行政運営を推進 長泉町

職員を削減する定員管理計画を策定し、行政改革を推進している町は、四月から出先機関を含めた現在の二十二課六室・所を十四課九室に再編するとともに、係制からチームグループ制に転換するなど思い切った機構改革を行い、効率・効果的な行政運営を推進していく。

公募で助役を決定 滋賀県  
甲西町

一九九九年四月の新町長就任に伴い、二十一世紀に向けて町民の視点に立ち、個性豊かなまちづくりに情熱をもつ人材を求めていた町は、性別、年齢、学歴など特に条件を設けずに助役を公募し、小論文と面接で新しい助役を決定した。

小学校存続のため 鳥取県  
隣接地に町営住宅建設 会見町

児童数減少に伴い小学校の廃校が予測される町では、小学校を存続させるため、入居資格を二〇〇〇年度に小学校通学児童のいる世帯に限定した町営住宅（二戸集合住宅三棟）を、地域の隣接地に建設、二〇〇〇年度も引き続き建設していく。

バリアフリー住宅の 鳥根県  
モデルルーム開設 鳥根町

町は、国の介護保険関連サービス基盤整備事業の全額補助を受けて、バリアフリー住宅のモデルルーム「かかやきハウス」（鉄骨平屋建、延床面積百二十五平方メートル）を開設し、高齢者向け住宅を新増築する際の参考にしてもらうとともに、高齢者等の交流活動などに利用してもらう。

宅地開発の民間事業者に 香川県  
支援措置 詫間町

過疎化に歯止めをかけ、定住化を促進するため、町は五戸以上の宅地開発事業を計画している民間事業者等に対し、ハード・ソフト両面から支援していくことを規定した町住宅用地造成支援措置要綱を策定し、支援措置を行っている。

自然環境を生かした 福岡県  
幼稚園の整備 新宮町

老朽化に伴い新しい町立幼稚園の整備を進めていた町は、自然環境を生かしながら、園児を伸び伸び育てようとの思いから、松林内の約四千三百平方メートルの敷地内に園舎を建設すると

もに、樹齢二百年を超える大きな松を残して遊具などとして活用している。

小学校入学前児童の 佐賀県  
医療費を無料化 肥前町

子育ての負担を少しでも軽減し、少子化対策に取り組んでいること、町は県補助により既に実施している三歳未満児の医療費無料化を広げ、三歳から小学校入学前の未就学児童に対しても、診察・治療後の領収書により払い戻す償還払いの方法で医療費を無料化する制度を独自に実施している。

基本計画にお笑いの 長崎県  
吉本興業等の提案を採用 小浜町

観光客減少や若者人口の流出に歯止めをかけ、活性化を図っていくため、町では中心市街地活性化基本計画の策定を進めていたが、計画策定に当たってはコンペの結果、お笑いで有名な大阪の吉本興業等の提案が採用され、具体的な提言が盛り込まれた基本計画が策定された。

ダイオキシン対策で 鹿児島県  
実験プラント装置を導入 川辺町

町ごみ処理場内に野積みされた焼却灰に含まれているダイオキシン対策に取り組んでいた町は、ダイオキシンにナトリウムと触媒を加えることで、ダイオキシンから塩素を取り除き無害化していく実験プラント装置を導入し、焼却灰の安全な処理を進めていく。

カサセル NOW & NEWS

随 想

ガタンウ  
湯僧の町づくり  
〜ムツゴロウ王国芦刈〜



佐賀県長 湯田 昭博  
芦刈 中博  
佐賀県 湯田 昭博

随 想

佐賀県のほぼ中央、小城郡の最南端、そして有明海的最奥部に当る六角川の河口に拓けた肥沃な大地、それが我が町「芦刈」です。

町の総面積は一、六六七ヘクター、人口六、七〇〇人。町全体が有明海の落とし子とも言える古くからの干拓により造成された、山も無ければ丘もない、一面の低平地で、農用地が六五%を占め、穀倉佐賀平野の一角を担う農業の町。そして、母なる海、有明海は珍魚ムツゴロウを始め、この海特有のユニークな魚介類の宝庫であり、又質量共に日本一を誇る「佐賀のり」、「赤貝」の養殖で、佐賀有明漁連の中核として頑張っている漁業の町です。

話は変わりますが、私は生まれも育ちも芦刈です。村の小学校を終えると、中学校は佐賀市の県立佐賀中学校(旧制)へ進学しました。

昭和十五年、十二才の春、憧れの制服、制帽を身に付け、片道十キロ余の道程も苦にせず、自転車走ら

せ、小さな胸躍らせて、さみどり鮮やかな柳のしだれが早春の風にゆらく校門をくぐった、あの日の感激……。六十年前の記憶が懐かしく蘇って来ます。一年二組、教室での担任の田中頼逸先生との初対面で、「芦刈出身の田中です」と名乗ったら、即座に「オー、お前は湯僧か?」と。

湯僧とは有明沿岸の農漁村育ちの田舎者と言う意味ですが、又湯泥育ちの粗野で喧嘩早い反面、負けん気や忍耐力、団結力の強さ等、その気質から都市部の人からは、一目置かれた存在でもありました。

ジツと見上げた私を見て、先生の次の言葉が「俺も犬井道、お前と同じ湯僧タイ」「街の者に負くんよ」と、ゴツイ顔の目元には笑みを浮かべて励まして頂いた今は亡き恩師の姿が浮かびます。

新入生二五〇人中、芦刈出身は二人だけ、しかも二人は組違いの為、二組には誰一人顔見知りは無く、少々気重で、緊張ぎみの私の心が、

先生の言葉で一瞬ほくれたのと、その後、級友に私の存在を早く覚えて貰えた様に思います。

その後も何かと目をかけて頂きましたが、何時しか、私は、湯僧なら湯僧らしくと言った開き直りの決断と意地が身についていたのではと思ういがあります。ともあれ、湯僧と有明海は切っても切れない絆で結ばれています。

即ち、干満の差、実に六mに達する潮の満ち引きで形成される巨大な干潟に堤防を築き、開拓の鎌を振るい続けた先人の尊い血と汗がしみ込んだ大地、正に母なる海「有明海です」。

一方、ユニークで豊かな海の幸、ムツゴロウ、ワラスボ、うみたけ、あげまき等、この海特産の魚介類は、村人の大切な生活の糧となり、暮しを支えた、文字通り宝の海であります。農業と漁業を基幹産業とする芦刈にとつて、漁業の盛衰は懸って有明海の自然環境の保全とその利活用如何にあります。

然しこの母なる海、宝の海も時代の流れに伴い変化を余儀なくされて来ました。有明海の漁業は戦後導入された海苔養殖が昭和四十年代に急速に成長し、五十年代を迎えると、先進地を抜いて日本一の漁場の座を占めるに至りました。その先導となつた佐賀県ですが、日本一のうまい佐賀のりの中核をなす芦刈です。

然しこの外、全国的な生産過剰と景気の低迷で価格が落ち込み、年によつては病害等で不安定な面を抱え

ております。

一方海苔の台頭と引き換えに在来の漁獲が低迷を続け、干潟の名物ムツゴロウの激減に海の異変を察知し、県の水産振興センターでは、その生態研究を進める中で画期的な人口ふ化に成功、当町地先で稚魚放流が実施されました。放流に立合つて私は、更に一歩進めて芦刈海岸をムツゴロウの保護区にすべく提案し、一九八六年、保護区指定を受けて佐賀ムツゴロウ王国、芦刈」を宣言、美味で、愛きよう者のこの珍魚の群れ遊ぶ楽園となし、又生産基地にしようと考えたのです。作戦成功!今では見事に蘇つたムツゴロウのユーモラスな自然の生態が間近に観察出来る新名所となり、内外より訪問者が急増しています。

二十一世紀は地方の時代! 情報化、交流の時代、そして大競争の時代と言われています。歴史、自然、立地条件等、地域の特性を見直し、掘り起こし、それを如何に活用し、どう伸ばしてゆくか?

類い稀なる有明海、広大な干潟、ユニークな魚介類、恵まれた豊かな自然を大切に、それを活用して農業、漁業に生きて来た先人の営み、文化を、しっかりと承継し、更に現代の知恵と技術を加えて、更なる発展に繋げるべく、湯僧を自負する者が相集い、湯僧らしくお互いに支え合つて汗を流す湯僧の町づくり集団

が、その輪を拡げ乍ら、夫々の夢に向かつてチャレンジ合戦を展開する「ムツゴロウ王国、芦刈」です。

情 報

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## コミュニケーション型行政で報告書 —建設省—

建設省はこのほど、各地方建設局における意見交換会の議論を踏まえ、「地域づくりコミュニケーションの推進」と題した報告書をまとめた。

同省はこれまで、新しい全国総合開発計画に提唱されている「参加と連携」による国土づくり・地域づくりを推進するため、「次世紀の地域づくりのモデル的実践」等の新しい取り組みを実施しているが、国民とのコミュニケーションをどのよう  
な方法により確保していくかについて確立した手法がなく、試行錯誤を繰り返している状況にある。

そこで報告書は、ポイントとして三点を挙げ、今後の方向を示している。このうち、①「コミュニケーションの場づくり」については、日頃から住民との交流を図ることが重要とし、住民交流センター、砂防博物館の開設やワークショップの開催等とその方策として挙げている。また②「組織における情報の共有化」については、住民との対話を個々の担当者レベルにとどめるのではなく、職員全体でコミュニケーションを図ることが重要とし、グループウェア等の導入、システム化、業務日誌の共有化により、人事異動による継続性の欠如の補完することが重要としている。

このほか③「広報誌の内容、伝達方法に関する工夫」については、住民に行政側のビジョン等について興味、理解を持ってもらうように、伝えたい事業内容や伝達方法を工夫することが重要であり、市町村との連携強化を図りつつ、事業内容を広報誌に直接掲載してもらうことなどが必要であるとしている。

## 道路運送法改正法案提出

去る二月二十九日「道路運送法及びタクシ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案」について閣議決定の後、国会へ提出された。

今回の改正は、昨年四月に取りまとめられた運輸政策審議会の答申を踏まえ、乗合バス等の需給調整規制の廃止に係る道路運送法の改正を目的としており、平成十三年度中に施行することとしている。

改正内容については、規制緩和の環として乗合バス等の需給調整規制を廃止し、事業参加についても免許制から許可制に移行しようとするもの。また、これに伴い、乗合バスの事業・路線の休止・廃止も事前届出制とする。このため、生活交通の確保方策として地域協議会を設置することとしている。

地域協議会については、都道府県が主催し、国・自治体・事業者で構成しており、①確保すべき生活交通のサービス水準②生活交通の確保手段などを検討し、事業所による運行確保が自治体による自主運行などの方策を決定、国は広域的・幹線的なバス路線について、自治体に対して補助を行うこととしている。

なお、全国町村会は、一月十八日に運輸省に対して、同法案の骨子案の公表を受けて、①公的補助の対象範囲のさらなる拡充②地域協議会の協議結果の取り扱いについて最大限の尊重等、地域の実情に通じた町村の意向を充分反映することとした意見書を提出している。

## 「食料・農業・農村基本計画」を答申 —食料自給率目標を四五%—

食料・農業・農村政策審議会は、このほど二〇一〇年度の食料自給率目標を供給熱量(カロリー)ベースで四五%にすることを盛り込んだ「食料・農業・農村基本計画」を小淵首相に答申した。

基本計画によると、食料自給率については、基本的考え方として、食料として国民に供給される熱量の五割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当であるが、実現可能性や関係者の取組及び施策の推進への影響を考慮して定める必要があると示した上で、四五%という目標指数値を掲げている。

また、望ましい食料消費の姿として、消費者その他の関係者が食生活の見直し等に積極的に取り組むことを前提に、①栄養バランスは、供給ベースの脂質熱量割合が二七%程度に低下する、②脂質を多く含む品目の消費が減少する一方、米を中心とする穀物の消費が堅調に推移し、糖質(炭水化物)の消費が増加する等としている。

農業生産の努力目標では、小麦の生産量を現在の一・四倍、大豆を一・六倍に増やす等品目別の生産努力目標を示すとともに、必要な農地については、現在の四九五㊦が二〇一〇年度には、四七〇㊦に減少する一方、耕地利用率を現在の九五%から一〇五%に引き上げ、作付面積を確保するとしている。今後は、地域段階において、地方公共団体等による地域の条件や特色を踏まえた生産努力目標の設定を推進することとしている。

政府は、この基本計画を三月二十四日に閣議決定した。